

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.30

はじめに

本号では、アフリカ最大級の経済圏であるナイジェリアと南アフリカにおける知的財産の発展に主として注目する。特に、ナイジェリアにおける展開は有望なものである。さらに、アンゴラの出願手続の変更やザンビア国内で知的財産を売却した場合の税効果についても手短かに報告する。

ナイジェリア

ナイジェリアでは、知的財産に関わる重要な展開が数多く見受けられる。

登録局

ナイジェリアの商標・特許・意匠登録局(Registry of Trade Marks, Patents and Designs)が3つの独立した登録局に分割されることになったという事実については以前報告した。それと同時に、特許と意匠について別々の登録局を設けることが可能かどうかという懸念が存在することも報じた。これら2つの分野については同じ一つの法律「特許意匠法」が適用されるからである。現在明らかになっているナイジェリア国内の状況は以下のようなものである。

- 商標登録官(Registrar of Trademark)が存在する。これは、「商標登録官と称される職員」を配置することを規定した商標法に従ったものである。
- 特許・意匠登録官(Registrar of Patents & Designs)が存在する。これは、「特許・意匠登録官」を配置することを規定した特許意匠法に従ったものである。
- 管理局長代行(Acting Director of Administration)が在職している。

出願

最新の統計は、ナイジェリアにおける特許および商標の出願件数が上昇傾向にあることを示している。増加した商標出願を処理するため、2017年には商標審査官4名が新たに任命された。ナイジェリア商法部は、2018年の第1四半期が終了するまでに大量の出願を確実に公告することにより長期間未決のままになっている商標出願の問題に対処するよう、登録局に指示した。2018年1月30日付で6冊の商標公報が刊行された理由は、これにより説明できるように思われる。

商標公報

前号で報告したように、ナイジェリアの商標当局は最近6冊の商標公報を一気に刊行した。これら公報はいずれも2018年1月30日付で刊行されたが、その正式な刊行日は2018年2月12日とする旨の告知が当該公報に含まれている。そのせいで、今回の公報で公開された数多くの出願に関する異議申立の期限がどうなるのか — 2018年3月30日なのか2018年4月12日なのか — という問題をめぐって、ナイジェリアの知的財産専門家間で議論が生じることとなった。多くの専門家は、告知より2ヵ月の異議申立期間を延長する権限は登録官にはないとして、異議申立期間は2018年3月30日を以て満了するとの見解を採っている。2018年3月30日(聖金曜日=復活祭の前日)と2018年4月2日の月曜日(イースターマンデー=復活祭の翌日)は祝日であり、公休日が宣言されることが予想される。ナイジェリアでは比較的唐突な告知によって公休日宣言されることがあるのである。その場合、

前記の期限は2018年4月3日に繰り延べられるものと思われる。2018年1月30日付で公告された出願に対して、利害関係者は、2018年3月30日までに異議申立を提起するか、遅くとも2018年4月3日までには確実に異議申立を行うのが賢明であろうと思われる。

知的財産の統合

ナイジェリアには、「知的財産委員会(IPCOM)法案」と呼ばれる法案がある。この法案は、ナイジェリアの知的財産法を一つの法に統合するとともに同国の知的財産機関を一つの機関のもとにおさめようとするものである。この法案はしばらく前にナイジェリア議会を通過したが、当時の大統領であった Goodluck Jonathan は同法に承認の署名を与えなかった。そのため、この法案は改めて立法過程全体を通過する必要がある。

ナイジェリア知的財産法協会(Intellectual Property Law Association of Nigeria; 略称 IPLAN)、模倣品・海賊版防止ビジネスアクション(Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy; 略称 BASCAP)など、この法案の立法化の実現に利害関係を有する各種団体は、2019年に予定されている次の総選挙に先立って同法案の成立を見届けたいと考えている — 新政府によって立法過程がさらに遅滞する可能性もあると彼らは危惧しているのである。2018年内に報道機関による同法案の公開を可能にし、公聴会を済ませるために、これらの団体は資金を必要としており、目下のところ必要な資金の調達に着手しようとしている。

模倣対策: 知的財産侵害防止チーム

ナイジェリア警察は、連邦首都地区を含めたナイジェリアの36州それぞれに知的財産侵害防止チームを設置する計画があることを発表した。この構想は、ナイジェリアの巨大映画産業(しばしばハリウッドをもじって Nollywood と呼ばれる)が海賊版によって米ドルで2,000万ドル程度の損失を毎年被っているという事実に深く関わっている。警察当局がこの構想を発表したのは、ナイジェリア映画産業の幹部たちに同国の情報文化大臣を交えた会合に参加した後のことであった。

模倣対策: 規制団体間の協力関係

ナイジェリアには、知財エンフォースメントと模倣取締に影響を及ぼすような活動を展開している規制団体がいくつか存在する。

その筆頭がナイジェリア標準化機構(Standards Organization of Nigeria; 略称 SON)で、国内および外国で製造される製品に関する規格を策定し、それら規格の遵守を保証する責務を担っている。SONの活動は、工業規格に適合しない模倣品に対処する上で効果的であることが分かっている。第2の団体は連邦政府の機関である国家食品医薬品管理局(National Agency for Food and Drug Administration Control; 略称 NAFDAC)で、食品、医薬品、化粧品、医療機器、化学物質およびパッケージ入り飲料水の品質および安全性を向上させることにより人々の健康を保護する責任を負っている。模倣問題に関して NAFDAC は、立入り捜査を行い、侵害品の押収および破棄を実施し、責任者を訴追する権限を有している。

SONとNAFDACが今では一つのパートナーシップを形成し、規格を満たさない模倣品の市場からの追放を実現するために可能な限り協働することに同意していることは、歓迎すべき展開である。両者のパートナーシップがブランド権利者の模倣品との戦いを支援することが望まれる。

著作権条約

ナイジェリアが知的財産に真摯に取り組んでいることを示すあらわれとして、同国の大統領はいくつかの著作権条約を批准している。批准された条約は以下のようなものである。

- マラケシュ条約(盲人又は視覚障害者が刊行された著作物を利用する機会を促進することを目的とする)
- 実演およびレコードに関する世界知的所有権機関(WIPO)条約

- 視聴覚的実演に関する北京条約

南アフリカ

特許審査

南アフリカが特許審査の導入を計画しているという事実については、過去の号ですでに報告した。同国が審査を導入しようとする主な理由は、無審査登録制度が権利の濫用と困難な問題をもたらすという認識が存在するからである。不適切な特許付与がしばしば発生するが、訴訟費用があまりにも高額に及ぶため、それらの特許に対する異議申立が行われることは稀である。南アフリカで主に懸念的となっている分野は医薬品特許である。実体的な調査および審査から成る制度に移行したいという希望は、政府の知的財産ポリシーのドラフトに記されている。この文書についても過去の号で論じている。

このほど南アフリカ登録局に所属する特許審査官 3 名が特許審査に関する論文を執筆し、その論文は南アフリカ弁護士会の雑誌「De Rebus」の 2018 年 2 月 1 日号に掲載された。この論文の中で、著者は以下のような様々な問題を論じている。

- 無審査登録制度の利点と見なされているのは迅速性と低コストであるが、その反面で確実性の欠如という欠点がある、と著者らは主張している。南アフリカにおいては、確実性の欠如が特許訴訟の費用の高額さに帰着している。この問題は、特許事案を判断するために必要な専門知識を持っている判事がほとんどいないという事実によってさらに悪化しており、その結果として多数の上訴が提起されている。
- 登録局内における技術的能力の欠如という問題があることを著者らは認識しているが、現在 18 名の審査官が訓練を受けているという事実を指摘している。実体審査が現実に登録局に導入されるまでには、審査官側の準備が整うだろうと著者らは示唆している。また、審査官の最初の一団の訓練が完了すれば、その後の審査官教育はより容易になるだろうとも示唆している。
- 南アフリカで出願される特許は毎年 9,000 件程度に達するが、そのうち 90%は外国に由来しているという点を著者らは指摘している。特許当局間で大量の審査報告書が共有されるため、南アフリカの個々の審査官がゼロから処理する必要のある出願の件数は、おそらく週に 1 件を超えないだろう。
- 日本のような先進国では審査は 15 ヶ月以内に行われるが、ブラジルのような開発途上国においては審査に 5 年を要することもあるという事実を著者らは指摘している。南アフリカが先進国並みの実績を上げる可能性は低いと著者らは認識しているようである。
- 南アフリカは産業部門ごとに段階的に審査を導入することになるという点を著者らは確認している — 真っ先に導入されるのは医薬品部門であろうというのが衆目の一致するところである。
- 審査を導入すればコストが増大することを著者らは認めているが、そのコスト増は特許の質の改良によって相殺されると著者らは述べている。

アンゴラ

知的財産の出願に関する重要な展開

今のところ機密扱いとされている理由により、アンゴラ当局は 2018 年 3 月 1 日以降、アンゴラの知的財産実務者が特許、商標又は意匠の出願を行う際に、新たに導入された以下のような煩雑な手続を踏むことを要求している。

- 実務者は提出する出願の内容を登録局に告知する；登録局はそれら出願について納付すべき公定料金の総額を示した通達を発行する；実務者は、アンゴラ国税庁に対し、自らが銀行に提出する文

書の発行を要請する；実務者は銀行において必要な支払を済ませ、その支払を示す証拠を登録局に返却する；出願を提出する。

登録局、国税庁および銀行がすべて午後 3 時に受付を停止することを考えれば、実務者が指示を受けとったその日のうちに出願を提出しようとしても多大な困難が伴うのは明らかである。(優先権主張などのために) 急いで出願を行う必要がある場合、知的財産権者およびそのアドバイザーは以上の事情を念頭に置いておく必要がある。

ザンビア

知的財産の売却に関する課税

価値ある資産としての知的財産に対する理解の深まりを示す兆候として、ザンビア当局は「2017 年(改正)資産移転法」を採択した。同法は、知的財産の売却に対して不動産の売却に対するのと同様な課税がなされることを明示的に規定している。

結論

知的財産に関する限り、昨今、ナイジェリアに対して否定的な報道が大量に流れている。しかし、アフリカ最大の経済圏の一つであるこの国について、上記ニュースのように、事態が改善されつつあると考えられる。ザンビアの場合、知的財産の金銭的価値が認知されたことは好ましいことである。南アフリカの知的財産にとっては、特許審査の導入は新世界の到来を告げるものである。本号の記事の中でただ一つ暗い影を落としているのは、出願を従来より困難なものにするアンゴラ当局の理解不能な決定である。これについては状況を注意深く見守り、新たな情報が提供可能になった時点で改めて報告する。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 30

[著者]
Spoor & Fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp



JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。